

## 消費者安全法第 23 条第 1 項に基づく 事故等原因調査報告書について

### 公害等調整委員会事務局

平成 29 年 12 月 21 日に、消費者庁に置かれる合議制の機関である消費者安全調査委員会  
が、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、「家庭用コー  
ジェネレーションシステムから生じる運転音により不眠等の症状が発生したとされる事案」  
に係る事故等原因調査を行い、同法第 31 条に基づいて報告書を公表するとともに、当委員  
会委員長に対し、同法第 33 条に基づく意見を通知しました。

本報告書では、現時点で家庭用コージェネレーションシステムの運転音と不眠等の症状  
の関連を断定することはできないものの、今回の調査で個別の事案において 8 件中 5 件に  
対応関係がみられたことから、その関連性は否定できないこと等が指摘されています。

家庭用ヒートポンプ給湯機、家庭用コージェネレーションシステム等の家庭用機器から  
の運転音による低周波音を含む騒音事案について、「公害紛争処理連絡協議会」、「公害紛争  
処理関係ブロック会議」及び「公害苦情相談員等ブロック会議」で共有している情報並びに  
公害苦情処理事例集における掲載情報等を基に、各地方公共団体におかれましては、適切に  
対応をいただいていると承知しておりますが、本報告書の主旨に留意し、引き続き公害紛争  
及び公害苦情の迅速かつ適正な処理に努めていただきますようお願い申し上げます。

報告書はこちらから御覧下さい。

◇家庭用コージェネレーションシステムから生じる運転音により不眠等の症状が発生した  
とされる事案（消費者庁ホームページ）

[http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report\\_011/](http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_011/)

（参考）

◇家庭用ヒートポンプ給湯機から生じる運転音・振動により不眠等の健康症状が発生した  
との申出事案（消費者庁ホームページ）

[http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report\\_002/](http://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_002/)

なお、本報告書の参考資料中、地方公共団体による騒音に関する相談対応についての、消  
費者安全調査委員会によるヒアリング調査の事例が示されていますので、以下に抜粋いた  
します。

---

## 2. 2 地方公共団体による騒音に関する相談対応の状況

複数の地方公共団体に対してヒアリングを行い、家庭用コジェネの運転音を含む、住民からの騒音に関する相談に対する、地方公共団体の対応の具体例を示す。

### (1) A市（人口規模 10 万人以上 50 万人未満）

騒音に関する相談が入ると、対応できる職員がいる場合にはすぐに又は少なくとも2、3日以内には現地へ行き、必要な場合には所有している測定器を持参して、事実確認をしている。

A市は、3つの工業団地と住宅地域が近接していることから、騒音に関する住民からの相談が多くなっており、工事が多いことも相談件数を増加させている一因である。低周波音に関する相談は年2、3件程度である。

低周波音に関する住民からの相談のほとんどは測定を行ったものの音源を特定できなかったとのことである。

また、A市では、生活騒音への対応に関する要綱を制定、運用している。この要綱では、騒音規制法、関連の条例とは別に、近隣騒音防止を目的として、法に定めのない音響機器音や楽器音などの音で、程度の著しい音に対して、市長が市民又は事業者に対して指導するための区域ごとに上限の騒音レベル（基準）を設けている。要綱には低周波音に対する基準は示されていないため、実際の測定、評価には住民への聴取り及び対応関係を参考に総合的に判断している。

### (2) B市（人口規模 100 万人以上）

近年、騒音に関する相談は事業所等からの騒音だけではなく、楽器や冷暖房装置といった一般家庭から発生する生活騒音が多くなっている。特に、集合住宅の上の階からの音が下の階に伝わる騒音による相談が増加している。相談内容が一般的な騒音である場合、集合住宅の管理会社等との相談を勧め、相談内容によって市が所有する騒音計を貸し出したり、無料の法律相談への紹介をしたりしている。相談が低周波音とされるものである場合、希望によって市職員による測定を行い、参照値と比較し、相談内容の原因が低周波音であるかについて助言をしている。

騒音に関する相談は、平成 27 年度では 230 件程度あり、そのうち低周波音に関するものが7件であった。

B市では生活騒音に関する指針を定め、エアコン、給湯機などの家庭用機器、ピアノ、テレビなどの音響機器による生活騒音に対して、昼間、朝夕、夜間の時間ごとに目安となる指針値を定めているほか、集合住宅の上の階からの音が下の階に伝わる騒音についても、目安となる指針値を定め、生活騒音防止を図っている。

また、市民向けの啓発活動として、生活騒音に関するパンフレットを作成し、集合住宅の管理人や希望する市民へ配布するなどしている。

(3) C市（人口規模 10 万人未満）

C市では、条例に基づき、生活騒音に関する要綱を定めている。平成 27 年度は 18 件のうち 12 件について現地確認したとのことである。その結果、ほとんどの音源が事業者によるもので、生活騒音とされたものは 1 件であった。

従来、住民からの相談に関しては測定等を行っていなかったが、平成 26 年頃から、相談内容や現地確認の結果等に応じて、測定を行い、現地確認していないものは電話対応で終了したとのことである。

なお、C市では、燃料電池コジェネの設置に対して助成金を拠出しているが、国の補助金を受けていることが前提条件であるため、燃料電池コジェネが設置された後の申請となっており、設置場所等の指導ができない状態とのことである。